

第二期中期計画（案）について

○ 計画項目

第二期中期目標（案）	第二期中期計画（案）
Ⅱ 大学の教育研究等の質の向上に関する目標	I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置
第 1 教育に関する目標	第 1 教育に関する目標を達成するための措置
教育は、学部・大学院を問わず、大学が社会や学生・大学院生に対して果たす最優先の責務であり、その強化に取り組む。そして、あらゆる機会を通じて幅広い視野と教養、「共生」の精神、豊かな創造性を身につけた人材を育成する。また、高度な知識と技術を身につけ、目的意識と主体性を持って、地域社会及び国際社会に貢献することができる人材を育成する。	
1 教育の内容及び教育の成果に関する目標	1 教育の内容及び教育の成果に関する目標を達成するための措置
(1) 学士課程	(1) 学士課程
ア 入学者選抜においては、十分な基礎学力を備えていることを重視し、勉学への強い意欲を持ち、将来、豊かな人間性を涵養し、地域や社会で活躍できる適性を持った多様な人材を確保する。	① 優れた志願者を募るため、大学全体及び各学部の入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）の更なる明確化と社会への周知を図る。
	② 出願状況や入学者の追跡調査等のきめ細かな分析を行い、入試方法を点検・改善するとともに、入試広報を充実する。
イ 教養教育では社会の一員として自己のあり方を認識し、社会全体の幸福の実現に向けて貢献できるような人間形成を図る。 また、総合大学の特性を活かした全学的学際的な教育体制を構築することで、大学教育の基礎と	① 大学教育の基礎をなす一般教養を涵養する教育を充実するため、体系的に再編したカリキュラムを導入し、その効果の検証をもとに科目構成等の改善を図る。
	② 専門教育に対応できる基礎学力の修得をめざして、基礎科目の開講科目の見直しを行うほか、リメディアル（補修）教育を充実する。
	③ 質の高いコミュニケーション能力の向上に資する科目について検討・導入する。

なる重要な課程である教養教育を体系化し強化する。	④ 学生の語学力向上を図るため、学生の英語力調査を定期的実施し、調査結果に基づいて英語教育の在り方の点検・見直しを行うなど、語学力教育体制を強化する。
	⑤ 情報通信技術（ICT）を活用した教育プログラムを構築する。
ウ 専門教育では、各学部が掲げる教育目的を達成するために、教育内容のさらなる体系化と充実を図り、それぞれの分野で活躍し、地域や社会に貢献しうる人材を育成する。	① 各学部の教育課程編成方針（カリキュラム・ポリシー）を明確にし、教育プログラム策定による専門性・学際性を育む教育を実施する。
	② GPA（単位当たりの成績評価制度）に基づく進級基準及び卒業判定基準を導入し、より厳格な成績評価を実施する。
	③ 問題解決型授業（PBL）、少人数対話型授業（SGD）等により、課題探究・解決能力を備えた創造性豊かな人材を育成するための教育を推進する。
	④ 学部・学科の枠を越えた共通科目、単位互換などによる、幅広い知識を修得できる仕組みを充実する。
	⑤ 学部専門教育における到達水準の明確化を図るとともに、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）を策定し・公表する。
	⑥ <各学部の専門教育に関する計画を作成し、掲載する予定>
(2) 大学院課程	(2) 大学院課程
ア 入学選抜においては、基本的な専門知識と技術を持ち、高度な専門性と国内外で活躍する意欲と適性を備えた、多様な能力や経歴を有する人材を確保する。	① 優れた志願者を募るため、入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）の更なる明確化と社会への周知を図る。
	② 出願状況の分析を行い、入試方法を点検・改善するとともに、入試広報を充実する。
	③ 適正な定員充足率を維持するため、入学定員や入学試験実施方法等の見直しを行う。
イ 大学院教育では、大学院生への研究指導は研究活動の活性化の一環であるとの認識に基づき、高度な専門性と学際的視点を備えた研究者及び職業人を育成する。	① 各研究科の教育課程編成方針（カリキュラム・ポリシー）を明確にし、教育プログラム策定による専門性・学際性を育む教育を実施する。
	② 共同大学院を設置するなど、学内外での大学院連携を充実する。
	③ 社会人の高度な学習需要に対応した教育を充実する。
	④ 各研究科における到達水準の明確化を図るとともに、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）を策定し・公表する。
	⑤ 教育・研究分野の進展等に対応するため、専攻課程の改廃、開設や規模（入学定員）の見直しを行う。

	⑥ 次世代を担う研究者育成のために、大学院生の研究環境を整備するとともに研究資金の支援を行う。
	⑦ <各研究科の大学院教育に関する計画を作成し、掲載する予定>
2 教育の実施体制等に関する目標	2 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置
(1) 教育実施体制	(1) 教育実施体制
社会的な要請や時代の変化などに対応して、教員配置、教育支援体制、カリキュラムなどの教育実施体制について常に戦略的検証・検討を行い、その充実・強化に努めることにより、より適切な体制を確立する。	① 教育支援センターの整備を進めることにより、体系的で全学的な教育支援体制を構築する。
	② 教育体制の点検を実施し、全学的視点に立った適切な教員配置を推進する。
	③ 社会情勢の変化に対応した教育を行うため、人文社会学部及び芸術工学部の学科再編を行うとともに、自然科学研究教育センターの教員の活用と強化により、地域の社会的ニーズに応じた基礎自然科学系学部の設置をめざすなど、時代や社会の要請に対応した教育実施体制の確立をめざした学部・学科等の再編・見直しを進める。
(2) 教育環境	(2) 教育環境
教育施設について、学生及び教職員にとって利用しやすい環境整備に努めるとともに、教育用情報環境を整備・拡充する。	① 教室等の教育設備の充実を図る。
	② 電子図書館機能の強化・充実により、総合情報センターにおける自学自習環境の整備を図る。
	③ 電子ジャーナルの充実を図る。
(3) 教育の質の改善のためのシステム	(3) 教育の質の改善のためのシステム
ア 教育に対する自己点検・評価、学生による教育評価、外部評価等を有効に活用するとともに、ファカルティ・ディベロップメント（FD：教育方法等を改善するための組織的な研究・研修等の取り組み）を体系的に実施し、教員の教育能力の向上を図る。	① 教育支援センターを中心として、FDを体系的に実施するとともに、その効果検証を積極的に推進する。
	② 新任教職員研修等の体系化された研修プログラムを整備する。
イ 教務事務体制の整備・強化を行うとともに、教務事務スタッフの職能開発を行い、教育支援能力の向上を図る。	① 教務事務体制の整備・強化につながる事務体制を構築するとともに、研修等による教務担当職員の職能開発を行う。
3 学生への支援に関する目標	3 学生への支援に関する目標を達成するための措置
(1) 多様な学生のニーズに応じた学習支援、就職支援、経済的支援、生活支援及び心身の健康管理の支援を充実させる。	① 学生からの学習相談に適切に対応できる制度を構築するなど、学習支援体制を整備する。
	② 学生・院生へのキャリア形成支援・就職支援を充実するため、就職相談体制等の総合的な拡充を図る。

	③ 学生のニーズに応じた経済的支援・生活支援・健康管理支援の拡充を図る。
	④ 障がい学生をサポートする制度の導入の検討など、障がい学生に対する学習支援に総合的に取り組む。
(2) 幅広い見識と豊かな人間性を涵養するため、学内外における学生の自主的な社会貢献活動を奨励・支援する。	① 学生の自主的な社会貢献活動について、実態を把握し、これを支援するための制度を検討・実施する。
第2 研究に関する目標	第2 研究に関する目標を達成するための措置
学術研究は、知の創造により将来を切り開く活動であり、時代や地域・社会の要請に対応した選択と集中に基づき、基礎、応用、臨床等の各研究の分野において、国内外に通用する先端的な研究活動を推進する。	
1 研究水準及び研究の成果等に関する目標	1 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置
(1) 基礎的、応用的、開発的研究の各分野において、世界の水準で競争できる研究活動を推進する。	① 学内外・国内外との横断的・学際的な協力体制を構築し、共同研究を積極的に推進する。
(2) 健康の維持増進、次世代育成支援、地球環境の保全、社会環境の整備発展等に資する研究に重点的に取り組み、その成果を市民、地域・社会へ還元する。	② 大学の特性を活かしたプロジェクト研究等を推進し具体的成果を生み出す。
	③ <各研究科の研究活動の推進に関する計画を作成し、掲載する予定>
2 研究の実施体制等に関する目標	2 研究の実施体制等に関する目標を達成するための措置
(1) 研究活動の支援体制を整備し、研究基盤を強化するとともに、外部資金獲得に全学的に取り組む。特に社会のニーズが高い研究課題に対して、引き続き研究費の重点的配分を行うとともに、全学的支援体制を構築して取り組む。	① 大型外部資金の獲得や大学の特性を活かすプロジェクト研究等に関する支援体制を構築・強化する。
	② 科学研究費補助金等への申請の支援体制を強化する。
	③ 独創的・先駆的な学術研究や将来発展が期待できる本学独自の学術研究を支援し推進する。
(2) 次世代を担う若手教員・女性教員の研究支援体制を確立する。	① 次世代を担う若手教員及び女性教員がより業績を上げ研究者としてキャリアを形成できるよう、研究資金の支援制度を検討・実施する。

第3 社会貢献等に関する目標	第3 社会貢献等に関する目標を達成するための措置
名古屋市立大学の有する資源を活用し、「地域貢献」や「産学官連携」を通じて、市民、地域社会、企業等と協働し、名古屋市の行政課題の解決を始めとした地域社会の発展に向けて取り組んでいく。	
1 市民・地域社会への貢献に関する目標	1 市民・地域社会への貢献に関する目標を達成するための措置
(1) 市民に対する生涯学習の幅広い展開を図るとともに大学の施設を提供するなど、大学の財産を市民及び地域へ還元し、豊かな地域社会づくりに寄与する。	① 市民公開講座等の充実を図り、市民への生涯学習機会の提供に努めるとともに、全学的な地域貢献を推進するセンターの検討・設置に取り組み、市民及び地域に対する大学の教育研究成果の還元を推進する。
(2) 教育・研究活動を通じて地域の諸課題の解決に協力するなど、地域と交流・連携したまちづくり活動に積極的に関わる。	① 教員のまちづくり活動を支援する事業の検討・実施に取り組み、地域との協働を推進する。
2 産学官連携に関する目標	2 産学官連携に関する目標を達成するための措置
(1) 行政との協働的な関係を築き、行政諸課題の解決に向けて、政策ニーズと適合した提言などを通じて、名古屋市を中心とした名古屋都市圏の発展に寄与する。	① 行政との連携を図り、教育研究成果を活かした政策提言などを通じて、行政諸課題の解決に積極的に関わる。
(2) 高等学校教育との連携強化をはじめ、教育委員会との協力関係をさらに推進する。	① 教育委員会との協力関係を推進し、小中高等学校などへの出前講座の実施や博物館等の教育関連施設との連携に積極的に取り組む。 ② 教育委員会との協働により、高校生の学習意欲の向上につながる高大連携事業を推進する。
(3) 産学官連携を推進し、大学の知的資産の企業等での活用を図り、科学技術の進展等に貢献する。	① 研究シーズの発信や知的財産の保護及び活用推進などの産学官連携活動を推進する。
第4 大学の国際化に関する目標	第4 大学の国際化に関する目標を達成するための措置
大学の教育研究機能の国際化を積極的に推進する。	
1 海外の大学との大学間交流の充実を図るとともに、学生・教職員による国際交流に対する支援体	① 国際化推進拠点としての「国際交流センター（仮称）」の設置をめざし、国際交流担当組織の充実化を図る。

制を整備し、国際化をより一層推進する。	② 大学間交流協定による国際交流事業を充実するほか、教職員・学生の海外派遣及び外国人研究者・留学生の受入などによる国際交流活動を推進する。
2 国際感覚豊かな人材を育成するとともに、国際的な共同研究、支援活動を推進し、地域の国際化への寄与や国際社会への貢献を果たす。	① 海外公的機関などへの学生派遣や、教員の国際的活動に対する支援を推進する。
	② 外国人研究者・留学生と小学校を始めとする地域との国際交流を推進する。
第5 附属病院に関する目標	I－第5 附属病院に関する目標を達成するための措置
大学の附属病院としての特色ある医療を通じて、広く地域や社会に貢献する。	
1 高度かつ先進的で、高い技術を要する医療に積極的に取り組むとともに、質の高い安全安心な開かれた医療を提供する。	① 医療を取り巻く環境の変化に対応した診療体制の充実を図る。
	② 医師を始めとした医療従事者の専門性及び各チームの特性を活かしながら連携・補完し合うチーム医療を推進する。
	③ 大学病院の機能として先進的な治療、診断技術を取り入れた医療を推進していく。
	④ 大型医療機器更新計画に基づき、医療機器の更新を進める。
	⑤ 病院設備更新計画に基づき、病院設備の更新を進める。
	⑥ 医療情報をより活用して、医療安全の強化・医療の質の向上を図るための環境整備として、次期病院情報システムを導入する。
	⑦ 安全安心な医療を提供するため、医療安全及び院内感染対策を推進する。
	⑧ 周産期・小児医療、救急医療を始めとする高度急性期病院としての機能の強化を図る。
	⑨ 医療に関する知識の普及・啓発を図るため、広報活動を充実させるとともに、診療実績の開示を推進する。
2 名古屋市が設置する医療機関を始め、地域の医療機関等と相互協力関係を強化し、社会貢献としての地域医療への支援など、地域住民の要請に応えられる医療を提供する。	① 市立の病院との医療面での相互協力関係を強化する。
	② 患者さんが、病状に応じて最も適切な医療を受けられるよう、地域医療連携の推進を図る。
	③ 災害拠点病院として大規模災害に対する体制を確保する。
3 高い倫理観と優れた技術・見識を有する医療人を育成する。	① 専門医養成のための後期研修医教育機能を強化する。
	② 優れた技術・知識を持つ医療技術職員を育成するため、専門資格の取得に必要な教育・研修体制を整備する。

	③ 周産期・新生児医療の充実を目指す愛知県の計画に基づき設立された、臨床シミュレーションセンターの更なる充実を図る。
4 教育研究機関としての機能を追求しつつ、病院の経営と運営の改善を継続することにより、健全で安定的な運営体制を確保する。	① 医療を取り巻く環境の変化に対応し、安定的な病院経営を行うための経営マネジメントを推進する。 ② 患者さんの利便向上のための患者アメニティ等、病院施設の改善を行う。

Ⅲ 業務運営の改善及び効率化に関する目標	Ⅱ 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置
第1 組織運営の改善に関する目標	第1 組織運営の改善に関する目標を達成するための措置
1 企画立案機能を強化し、理事長のリーダーシップのもと、社会のニーズに迅速、的確かつ弾力的に対応できる運営体制を確立する。	① 全学的な企画立案を担当する組織の充実を図り、各学部・研究科と緊密に連携することにより、社会のニーズに迅速、的確かつ弾力的に対応できる運営体制を確立する。また、経営審議会、教育研究審議会、教授会の機能分担のもと、役員会等による全学的な合意形成・意思決定を機動的に行う。
2 中期的な人事計画を策定し、法人業務を効率的かつ安定的に遂行するために教育研究支援体制を始めとする必要な職員体制を確立するとともに、適正な人員（人件費）管理を実施する。	① 新たな分野や重要課題への対応のための人員を確保するほか、社会状況の変化等に合わせて見直しを行うなど弾力的かつ効率的な人員配置に努めるとともに、人件費についても適正な管理を行う。
3 大学にとって有用な人材を確保するとともに、人材育成制度を充実する。とりわけ、法人の自律的な運営の核となる固有職員の確保と育成を図る。	① 多様な雇用形態の活用や働き方のニーズへの的確な対応等を図ることを通じて、有用な人材を確保する。 ② 固有職員の育成等を図るため、研修制度を充実するほか、昇任制度を拡大実施する。
4 教職員の大学や社会への貢献を評価する人事評価システムを的確に実施し、処遇等への反映に活用することで、教職員の士気の高揚や組織の活性化を図り、教育・研究の充実・強化、地域社会等への貢献をめざす。	① 教員の業績評価制度を着実に実施するとともに、持続可能な制度となるよう、随時見直しを行うほか、職員に対する新たな評価制度を導入する。

第2 事務等の効率化・合理化に関する目標	第2 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置
事務処理の定期的な点検、情報化等により、効率化・合理化を推進する。	① 職員の意識改革を図るとともに、定期的な業務点検により、業務の効率化、システム化を進める。

Ⅳ 財務内容の改善に関する目標	Ⅲ 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置
第1 財務にかかわる基本的考え方に関する目標	第1 財務にかかわる基本的考え方に関する目標を達成するための措置
引き続き資金の透明性の確保に努めるとともに、適切な財務分析に基づく安定した財務運営の指標と指針を確立し、健全な法人運営を行うための経営基盤の強化を図る。	① 財務指標等を活用した財務分析に基づき、適切な経営改善策を講じることにより、安定的な法人経営を維持する。
第2 自己財源の確保及び経費の抑制に関する目標	第2 自己財源の確保及び経費の抑制に関する目標を達成するための措置
1 法人運営に必要な自己収入の増加に努める。とりわけ、市民や同窓生から広く寄附が寄せられるような仕組みづくりに取り組む。	① 授業料等学生納付金や実習費等に係る自己負担について、適正な学生負担額を検討し、その実現を図る。
	② 病院収入の確保に努めるとともに、多様な収入の獲得を進め、自己財源の拡充を図る。
	③ 大学及び各同窓会によるネットワークづくりを推進し、同窓生との連携を強化する。
2 業務の見直しを推進し、経費の抑制を図る。	① 業務の見直しに努め、限られた予算を効率的に活用する。
第3 資産の運用管理の改善に関する目標	第3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置
法人運営の基盤となる土地・施設・設備等の資産の適正な運用管理のもと、有効活用を進める。	① 保有資産の現状を正確に把握し、学内の共同利用を促進するとともに、有償貸付を拡大するなど、資産の効率的な運用を行う。

Ⅴ 自己点検・評価、情報の提供等に関する目標	Ⅳ 自己点検・評価、情報の提供等に関する目標を達成するためにとるべき措置
第1 評価の充実に関する目標	第1 評価の充実に関する目標を達成するための措置
自己点検・評価を充実するとともに、評価結果を公表し、大学運営の改善を進める。	① 部局単位及び教養教育の自己点検・評価を計画的に実施するとともに、大学機関別認証評価の受審に向けた準備を進め、法人全体の自己点検・評価を実施する。
	② 自己点検・評価の結果を学内外に広く公表するとともに、教育研究活動を始めとする大学運営の改善に活用する。

第2 広報・情報公開等の推進に関する目標	第2 広報・情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置
市民や社会に対する説明責任を果たすとともに、戦略的広報の充実を進め、大学の持つ魅力を社会へ強く発信していく。	① 大学の情報発信の強化を図るための広報体制を構築する。
	② ウェブサイト及び大学広報誌の充実化とパブリシティの推進を図る。
	③ 機関リポジトリシステム（教員の学術研究成果物（学術雑誌論文、紀要論文等）を、収集・蓄積し、インターネットを介して学内外に無料公開するシステム）を導入、活用することにより、研究成果の公開を推進する。

VI その他の業務運営に関する重要目標	V その他の業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置
第1 施設設備の整備・活用等に関する目標	第1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置
良好なキャンパス環境を確保するため、施設・設備の整備・改修を計画的に進める。	① 建物の長寿命化と機能向上を含めたリニューアルを図っていくための再生整備のマスタープランを作成する。
	② 学生・教職員の地震時の安全性を確保するため、耐震診断の結果Ⅱ-1と評価された耐震対策が必要な建物の改修を実施する。
	③ 良好な環境を維持するため、更新計画に基づいて老朽化した主要な設備の更新を順次実施する。
	④ 田辺通キャンパスの薬学部校舎等の改築を進める。
第2 環境配慮、安全管理等に関する目標	第2 環境配慮、安全管理等に関する目標を達成するための措置
1 名古屋市立大学環境憲章の基本理念に沿って、環境負荷の低減と環境保全に努め、教育研究活動を通じて次世代を育成し、社会に貢献する。	① 環境政策推進体制を整備するとともに、構成員に対する啓発活動を実施し、地球温暖化対策としてCO2発生量の抑制及びエネルギー消費削減に取り組む。
	② 環境に関する教育・研究を推進する。
2 施設管理、学生の安全確保のほか、研究機関としての全学的な安全管理体制を充実するとともに、防災対策などの危機管理体制を強化する。	① 職員の安全衛生上の観点にとどまらず、研究面における安全管理体制を総括するための組織を事務局に設け、各部局における研究を支援する体制を整備・強化する。
	② 大規模災害に備えた危機管理等の各種マニュアルを再点検・整備するとともに、講習、訓練等を実施する。
3 学生・教職員その他大学内で働き学ぶあらゆる構成員に対するすべてのハラスメントを防止し、その基本的人権を守るための制度の整備・運用につとめ、学内からあらゆる人権侵害を追放する。	① ハラスメント等の人権侵害の防止について、研修等により学生・教職員の理解を深めるとともに相談窓口等の充実を図る。

4 男女共同参画推進の趣旨を踏まえ、教育、研究及び労働環境の整備を進めるとともに、女性教職員の増加や意思決定・政策立案過程への参画を促進する。	① 教育・研究と出産・育児の両立ができる就業環境の整備等を通じ、女性教員比率の向上をめざす。 ② 女性教職員を法人の意思決定・政策立案過程へ参画できるポストへ積極的に登用する。
第3 コンプライアンスの推進に関する目標	第3 コンプライアンスの推進に関する目標を達成するための措置
倫理規範の遵守と業務の適正な執行を徹底し、社会的信頼を維持する。	① 倫理関係諸規程について理解を深め、大学職員としての職業倫理の浸透を図るため、継続的に意識啓発を行う。 ② 適正な業務執行の徹底と内部統制機能の強化を図るため、内部監査を計画的に実施するとともに、監査結果のフォローアップを行う。

○ 数値目標

※ 現在検討している数値目標の指標

○ 教育に関する項目

- ・ 卒業者（就職希望者）の就職率
- ・ 国家試験資格の合格率

○ 研究に関する項目

- ・ 共同研究・受託研究の件数、又は金額
- ・ 科学研究費補助金の獲得件数、又は金額
※制度変更の影響を大きく受けることを考慮した検討が必要。
- ・ 科学研究費補助金に係る申請件数、未申請者数又は未申請者率

○ 社会貢献等に関する項目

- ・ 市民公開講座の受講者数

○ 大学の国際化に関する項目

- ・ 学生の海外派遣数

○ 附属病院に関する項目

- ・ 地域医療機関からの紹介患者数
- ・ 新入院患者数

○ 財務内容の改善に関する項目

- ・ 一般管理費比率（一般管理費/業務費）

○ その他の業務運営に関する項目

- ・ 建物の耐震化率
- ・ 女性教員比率